

鳥羽市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として講じた措置について市長等から通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年7月28日

鳥羽市監査委員 清水久行

鳥羽市監査委員 世古安秀

記

監査の種類	平成22年度 定期監査	
監査実施期間	平成22年6月30日～8月11日	
結果区分	指摘事項（是正・改善事項）	
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
共通事項	<p><b>時間外勤務手当の事務処理について</b></p> <p>各課における時間外勤務命令簿と支給実績を照合した結果、全庁的に集計ミスによる手当支給の過不足が散見されたため、即時精査を指示した。</p> <p>このことを受け、総務課長より本年度の時間外勤務の時間数計算及び月集計について再度確認するよう、時間外勤務命令簿等の適切な処理について各所属長へ通知がなされたところであるが、今後とも事務処理方法を周知徹底し、再発防止に取り組まれない。</p>	<p>時間外勤務手当の過不足分支給を修正するとともに、各課における時間外勤務命令簿と支給実績のチェック（第1次）と総務課での取りまとめチェック（第2次）を引き続き行うことで再発防止に取り組みました。</p>
	<p><b>備品管理について</b></p> <p>各課で購入した備品において、備品台帳が作成されていないものがあった。備品台帳については、その作成にかかる規定が不明確な状態にあるため、早急に現実の管理方法に見合った規定への見直しを検討し、適正に管理されたい。</p>	<p>備品台帳管理システム（仮称）の導入を視野に入れた備品管理の方法・規定の見直しを引き続き検討し、適正な備品管理に努めます。</p>

水道課	<p><b>契約書の契約金額について</b></p> <p>相差浄化センター汚泥処理業務委託と相差浄化センター汚泥収集運搬業務委託において、契約書中の契約単価が消費税抜きの単価となっていた。契約書には消費税込みの契約金額を記載し、うち取引に係る消費税及び地方消費税額をその下に括弧書きすべきである。法令を遵守し、適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>汚泥処理業務、汚泥収集運搬業務ともに契約書中の契約単価は、平成 21 年 5 月 1 日以降の契約について消費税を含めて適正に処理がされており、今後においても同様に慎重な事務処理に努めます。</p>
	<p><b>算定根拠の明示について</b></p> <p>土地賃貸借契約の契約伺において、課税標準額、賃借面積、賃借料の記載はあるが、積算根拠が示されておらず、賃借料の算定が不明瞭なものとなっていた。算定式を記載するなど積算根拠を明示されたい。</p>	<p>土地賃貸借契約伺に添付する一覧表を積算根拠の明らかにしたものに改めました。</p>
観光課	<p><b>補助金の実績報告書について</b></p> <p>伊勢志摩バリアフリーツアーセンター観光客サポート事業補助金の決算書において、本来決算額を記入すべきところが予算額のみ記載となっており、決算額のうち市の補助額を記入すべき欄も空欄となっていた。また、実績報告書に平成 22 年度の事業計画書が添付されていた。適正な実績確認を行うためにも、不備のない書類の提出を求めるよう徹底されたい。</p>	<p>該当補助金の決算書、実績報告書については、本来提出すべき書類ではなく誤った書類を提出しておりました。決算書、実績報告書については正しい書類を提出済みです。</p>
農水商工課	<p><b>委託契約の履行期限と契約条項について</b></p> <p>農地基本台帳電算処理業務委託において、契約書の履行期限より納品書の納品日が後になっている事例が見受けられた。正当な理由がある場合は変更契約により、履行期間を延長するなど、適切な事務処理に改められたい。また、見積書の件数及び筆数と納品書の件数及び筆数が異なっているにもかかわらず、変更契約は締結されておらず、契約条項においても、軽微な変更については契約金額を変更しない旨、記載がなかった。必要に応じ、変更契約を締結するか、あるいは実情に即した契約条項に改められたい。</p>	<p>契約の履行確認については適切な指導・監督を行うとともに、契約条項についても実情に即したものに改めるなど、契約事務の適切な処理に努めます。</p>

	<p><b>浦村農村婦人の家使用料について</b></p> <p>浦村農村婦人の家の設置及び管理に関する条例施行規則によると婦人の家使用許可書を申請者に交付する旨記載されているが、交付されておらず、使用料の積算根拠が不明瞭なものとなっていた。施行規則に基づき、適正な交付手続きを徹底されたい。</p>	<p>浦村農村婦人の家使用料について、施行規則等に基づく適正な事務処理の実施に努めます。</p>
環境課	<p><b>単価契約について</b></p> <p>物品購入（薬剤）の単価契約において、年間予定購入金額が会計規則の随意契約の範囲を超えており、指名競争入札とすべきところを随意契約により見積書を徴していた。また、そのうち特殊助剤（活性炭）については、数年前の市場価格で設計しており、見積価格が予定価格を大幅に上回り、不調となっていた。会計規則を遵守するとともに、適正な市場価格の把握に努められたい。</p>	<p>平成 22 年度の薬品購入契約については、定期監査以前に締結しているが、指名競争入札で執行し、落札・契約となっている。</p>
	<p><b>補助金交付要綱の制定等について</b></p> <p>海はひろいな大賞補助金において、補助金交付要綱が制定されていないため、補助対象経費が明記されておらず、審査会懇親会費用等補助金として不適切な支出が含まれていた。また、補助金等交付申請書にポスターの印刷費が計上されているにもかかわらず、すでに作成されており、補助金等交付申請書に添付されていた。補助対象経費や算定基準を要綱で明確にし、要綱に基づく適正な交付手続きを徹底されたい。</p>	<p>監査からの指摘を受けて「鳥羽市環境イベント推進事業補助金交付要綱」を平成 22 年 8 月 27 日に告示して環境イベント全般に関して規定して現在運用している。</p>
健康福祉課	<p><b>個人負担利用料等のあり方について</b></p> <p>社会福祉協議会への委託業務において、変更委託業務設計書の設計金額と委託変更契約書の契約金額が異なっている事例が見受けられた。また、委託業務設計書には個人負担利用料が含まれているにもかかわらず、実績報告書には含まれていない事例が散見された。個人負担利用料のあり方を明確にし、適正な事務処理を徹底されたい。</p>	<p>個人負担利用料が支出経費と相殺された形で実績報告書に記載されていたため、設計書の項目に合わせた実績報告書作成を指導し改善した。</p>

	<p><b>補助金の補助対象経費について</b></p> <p>鳥羽市障害者互助会事業補助金において、市の補助対象経費に対する充当財源に個人負担金の参加費や協賛金、寄附金等の収入が加味されていない決算書となっており、市の補助金とその他協賛金等の収入を合わせると補助対象経費に対し過充当となっていた。補助対象経費に対する市補助金充当部分の見直しをされたい。</p>	<p>補助対象経費の説明が不十分であったことから今回の指摘となった。</p> <p>指摘のあったこの補助については、運営補助として支出しているため、三重県身体障害者福祉連合会への負担金と事業実施にかかる会議費についても補助対象経費とすることとした。</p>
<p>教育委員会 学校教育課</p>	<p><b>補助金の精算処理について</b></p> <p>教職員研修費（中学校）事業補助金において、補助金等交付決定通知書に補助金の交付については前渡しし、実績により精算するものとするとの記載があるが、支出の決算額が市補助金の前渡金より少ないにもかかわらず、精算処理をせず、残金を翌年度へ繰り越していた。補助金の超過交付額については、返戻処理を行うとともに、今後、補助金の交付手続を適正に行われたい。</p>	<p>翌年度繰越金については、平成 22 年度で返還金として返戻処理を行った。今後は精算処理を行い、適正に交付手続を行うこととした。</p>